

親権者指定等に関する覚書

夫 _____（以下、「甲」という。）と妻 _____（以下、「乙」という。）とは、両者間の離婚に関して、甲乙間で合意した平成 年 月 日付離婚基本合意書（以下、「基本合意」という。）に基づき、以下のとおり合意する（以下、「本合意」という。）。

第 1 条（親権者の指定）

甲乙間の長女 _____（平成 年 月 日生）並びに
長男 _____（平成 年 月 日生）の親権者を乙と定め、
今後、同人において監護養育する。

第 2 条（養育費等）

甲は乙に対し、長女及び長男の養育費として平成 年 月 日から長女及び長男がそれぞれ大学またはこれに準じる高等教育機関を卒業する月（ただし、大学等に進学しない場合は満 20 歳に達する月）までの養育費として、一人につき
1 カ月金 _____ 万円を、平成 年 月 日を第一回として、以後毎月末日までに、乙の指定する金融機関（ _____ 銀行 _____ 支店）の乙名義の口座（普通口座 _____）に振込送金して支払う。

第 3 条（事情変更による養育費の変更）

甲乙は、前条の定めにかかわらず、同人らの収入状況の変化、物価や教育費等の上昇、同人らの病気などの事情があった場合には、改めて養育費の額を協議することとする。

第 4 条（遅延損害金）

甲が、第 2 条に規定する養育費につき、それぞれの支払期限にその支払を怠ったときは、甲は乙に対し、当該遅滞額に加え、これに対する支払期限の翌日から支払済みまで年 20% の割合による遅延損害金を付加して支払うものとする。

第 5 条（面接交渉権）

乙は、甲が、甲乙間の長女及び長男と、当分の間、月 _____ 回程度面接交渉することを認める。その具体的な日時、場所、方法等は、子の福祉を尊重し、甲乙協議のうえ定めるものとし、やむを得ない事情で日程を変更する必要があるときは、可能な限り早期に連絡を取り合い、誠意をもって日程変更の協議をすることとする。

なお、夏休み等の長期休暇、冠婚葬祭等の特別の扱いについては、子の福祉を尊重し、甲乙協議のうえ定めることとする。

2. 面接の場所については原則として甲の住所地とする。ただし、甲乙協議のうえ別の面接地を定めることができる

第 6 条（別途協議）

本覚書に定めていない事項及び本合意の解釈については基本合意によるものとし、基本合意に定めていない事項については甲乙間互いに誠意をもって、その都度協議決定するほか、民法等の法律及び一般慣習に従うものとする。

第 7 条（公正証書の作成）

甲は、本合意の各条項を内容とする公正証書を作成することに同意し、本合意を履行しないときは、全財産に対し直ちに強制執行を受けても異議がないことを承諾し、公正証書作成のための委任状と印鑑証明書各 1 通を乙に交付するものとする。

上記のとおり合意が成立したので、上記内容の遵守を誓約し、本覚書 2 通を作成し、甲・乙は署名・捺印の上、各 1 通宛保有する。

平成 年 月 日

住 所

(甲) 氏 名 _____ 印

住 所

(乙) 氏 名 _____ 印